

# 古文書を読む会学習記録

成日 平成30年 2月 8日

開催日	平成30年 2月 8日	時 間	10:00~12:00
場 所	金沢区役所リハーサル室	出席人数	14名
講 師	真田 雅行氏	作成者	伊達 一雄
テーマ	第一学習 野嶋浦 鈴木家文書③		
概 要	<p>今回は、寛政11年の「差上申済口証文之事」を読む。</p> <p>済口証文とは、争い事を和解や談合によってまとめた際に取り交わした証文のことである。江戸湾では古くから漁業に関する争いが起きているが、その中から鯛を獲る新漁法「桂網」を巡る訴訟の証文である。江戸時代の民事裁判で支配の異なる土地間での事件は評定所が取り扱っていた。しかし、内済(示談)で解決させるのが幕府の方針で、両者の話し合いが成立すれば済口証文を取り返した。</p> <p>訴えたのは上総、武蔵、相模の3ヶ国28ヶ村の名主4人、訴えられたのは上総国天羽郡小久保村の名主ら6人と、武州久良岐郡本牧村の名主ら5人である。</p> <p>発端は小久保村で、鯛の好漁場の本牧村に進出して争いが起きた。原告の主張は「人数四拾人余も懸かる大網へ幅三寸長さ二尺程の板(ブリキ=振り木)を数百枚結びつけ船5艘で海底を曳荒している。鯛類は申すに及ばず、諸肴ことごとく散乱して海に居付かなくなり難儀しているとお上に訴えた。</p> <p>一方、訴えられた小久保村は昔からやっていた漁法で、運上金を納めている漁場でしかやっていないと主張、本牧村も80年前からやっていて中断していたのをこの春から再開したという。話し合いの結果、本牧村は今後桂網を決して使わないこと、小久保村は運上金を払っている漁場の使用に限り、それ以外の浦に立ち入桂網を使ってはならないことで決着した。原文では「熟談内済仕」(じっくり話し合って示談にした)と記し、この件は「重而双方より御願筋毛頭無御座候 依之為後連印済口証文差上申処如件」と結んでいる。</p> <p>証文には訴訟にかかわった全ての村の名前、領分、知行所が記され、右武拾八ヶ村惣代、新宿村名主源兵衛頼い(病氣)=付代訴訟人獵師頭長右衛門とある。訴えられた方も同様で、御評定所宛に差し出している。</p> <p>魚の宝庫である江戸湾で大掛かりな底引き漁をされては、沿岸の漁師にとっては死活問題であり妥当な決着と言える。しかし、桂網漁法を巡る訴訟は明治になっても続いており、済口証文の効力はなかったのではないかと疑いたくなる。</p>		
次回予定	平成30年 2月22日 10:00~12:00 於:金沢区役所リハーサル室 第二学習 艱難実録(箱館戦争)⑥		